

空家無料相談会の開催について

「空家を相続したけど、何をしたらいいのか」「空家を解体する場合、費用はどのくらいかかるのか」など、空家のことで困っていることはありませんか。維持管理、相続問題、解体、売却、税金などについて、専門家が無料で相談に応じます。

日 時 令和6年1月20日(土) 11時～17時(先着順)

場 所 総合庁舎(早来)

対 象 者 安平町内にある空家の所有者、管理者の方または空家を相続される見込みのある方

定 員 12組

申込方法 住所、氏名、電話番号および開催時間(11時～17時)内で都合が悪い時間帯を、電話かメールにてご連絡ください。

申込期限 令和6年1月5日(金)

申込先・問合せ 税務住民課生活環境グループ ☎ 2940

メール k-hozen@town.abira.lg.jp

眼底検査受診費用を助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用を助成します。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

■対象者

満40歳以上(昭和59年3月31日以前に出生された方)で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和5年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②医療機関で定期的に眼底検査を受けている方(医師の指示によりこれから眼底検査を受ける予定のある方も含みます)

■受診方法

- ①眼底検査費用助成事業を希望する方は、健康福祉課健康推進グループ(総合庁舎)、住民サービス課住民サービスグループ(総合支所)で申請手続きをします。手続き後、眼底検査依頼書と医師が記載する結果票をお渡しします。ご自身で「あびら追分クリニック」にご連絡いただき、検診日程を決定していただきます。

連絡先 あびら追分クリニック ☎ 2531

- ②眼底検査は「あびら追分クリニック」で受診することとし、両眼とも実施します。

- ③受診に係る費用の自己負担はありません。

※「検診」扱いになるので、健康保険証は使用しません。

※眼底検査の結果、医師の判断により「要精密検査」または「要治療」となった場合、町での費用助成は眼底検査のみであるため、精密検査費用および治療費についてはご本人の医療費負担となります。

■助成期間

12月1日(金)から令和6年3月29日(金)までに受診した検査が助成の対象になります。

■助成申請手続期限

令和6年4月12日(金)

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 7071